

大通達甲（交指）第7号
令和7年5月23日

簿冊名	例規(1年)
保存期間	1年

交通部各課・隊長
各警察署長 殿

交通部 長

違法駐車対策に関する留意事項について（通達）

違法駐車対策については、「違法駐車対策に関する留意事項について」（令和3年3月31日付け大通達甲（交指）第10号）により実施しているところであるが、この度、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行等に伴い、令和7年6月1日から下記のとおり運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、同日付けで廃止する。

記

1 違法駐車対策全般について

(1) 放置違反金等制度の趣旨を踏まえた適切な業務運営の推進

良好な駐車秩序の確立と警察力の合理的再配分の2点を目的とする放置違反金制度及び確認事務の委託制度（以下「放置違反金等制度」という。）の趣旨を踏まえ、適切な業務運営の推進を図ること。

(2) 駐車規制の見直しと駐車場整備の働き掛けについて

良好な駐車秩序の確立のためには、放置違反金等制度による取締りの推進とともに、適正な駐車規制の実施及び駐車スペースの確保を併せて推進する必要がある。そこで、駐車規制について、今後も不断の見直しを継続して行い、規制の合理性を確保すること。

また、地域の駐車需要に応じた駐車スペースを確保するため、県、市町村、駐車場事業者等に対し、路外駐車施設の整備のほか、料金体系・システムの見直しその他既存駐車施設の利用促進策の実施を働き掛けるなどの対策を推進すること。

(3) 放置違反金等制度についての指導教養と広報啓発の徹底について

放置違反金制度や確認事務の民間委託等の制度について、職員に対する指導教養を徹底すること。

2 放置駐車違反取締り一般について

(1) 取締り活動ガイドラインに沿っためり張りを付けた取締りの推進

ア 取締り活動ガイドラインの策定、公表とそれに沿った取締りの推進

悪質・危険性、迷惑性の高い違反を重点とした取締りを推進するとともに、公平かつめり張りを付けた取締りを推進する必要がある。そこで、確認事務の民間委託を行う警察署については、重点的に取締りを行う場所、時間帯等を定めたガイドラインを策定し、及び公表し、当該ガイドラインに沿った取締りを推進すること。

また、民間委託を行わない警察署にあっても、当該警察署管内における違法駐車の実態に鑑み、ガイドラインを策定して取締りの重点場所、時間帯等を公表することが適当と考えられる場合は、これを策定すること。

イ 取締り活動ガイドラインの策定（改定）に当たっての留意事項

ガイドラインは、警察署長が、管内における違法駐車の実態に応じて策定（改定）するものとするが、策定（改定）に当たっては、交通部交通指導課（以下「交通指導課」という。）において、必要な指導、調整を行うこと。また、ガイドラインの策定（改定）に当たっては、警察署協議会における意見等地域住民の意見、要望等も踏まえた上で、これを行うこと。

ガイドラインについては、随時見直しを行い、常に、管内における違法駐車の実態を反映したものとなるように努めること。

ガイドラインを策定（改定）した場合は、警察署の掲示板への掲示、警察のホームページへの掲載、広報紙等への掲載等適宜の方法により、その内容の周知徹底に努めること。

ウ 警察官及び放置車両確認機関に対する指導教養の徹底

取締りに当たる警察官に対して、ガイドラインの内容を周知するとともに、取締りがガイドラインに沿って行われるよう指導教養を徹底すること。

確認事務の民間委託を行う警察署にあっては、放置車両確認機関及び同機関の駐車監視員に対し、ガイドラインの趣旨、内容を周知徹底するとともに、巡回計画書の承認等を適切に行って、放置車両確認機関による確認標章の取付けがガイドラインに沿って行われるようにすること。

(2) 運転者の責任追及の在り方について

ア 放置違反金制度の考え方

従来の放置駐車違反取締りにおいては、違反行為について現認を行っておらず、違反者の特定が困難であるという放置駐車違反の特性に加えて、取締りに投入できる警察力に限界があることから、違反行為を行った運転者の追求を十分に行うことができず、自ら出頭しない悪質な運転者ほど、取締りを免れていた状況であった。こうした逃げ得の問題を解消するために、平成18年6月1日施行の道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）の改正によって、放置違反金制度が導入されたものであるが、他方で、運転者に対する罰則は従来同様、維持されており、特にこれまで十分な責任追及を行い得ていない悪質な運転者に制裁を加える必要性は高いものがある。そこで、放置違反金制度における運転者の責任追及は、後記イ及びウの定めるところにより行うこと。

イ 悪質な運転者の責任追及の徹底等

放置駐車違反のうち、交通事故の原因となった違反や常習的な違反等悪質な違反については、運転者の責任追及を徹底すること。その際には、検察庁と十分に協議の上、尾行、張り込み等により、駐車違反行為自体についての現認、採証を十分に行い、違反者の認否にかかわらず、公判で有罪を得ることができるだけの十分な捜査を行うこと。また、下命・容認事犯についても積極的に検挙すること。

ウ その他の違反の取扱い

前記イに該当するもの以外の放置駐車違反については、運転者自ら出頭し、違反を自認する場合であって、当該運転者が真実違反行為者であると認められるときに、当該運転者を検挙すること。

- (3) 短時間駐車違反車両に対する取締り及び違法駐車車両の運転者に対する広報について

ア 放置違反金等制度運用前の問題点

放置違反金等制度運用前の駐車違反取締りにおいては、比較的長時間駐車する車両が主に取締り対象となり、駐車時間が短時間の違法駐車車両については、交通の安全と円滑に大きな支障を与えているものであっても、十分な取締りを行えていないという実情が見られた。このため、違法駐車を抑止する必要性が高いにもかかわらず、事実上取締りの対象とならない短時間の違法駐車をを行う車両が絶えず存在し、交通の安全と円滑に大きな支障を生じた状態となっている場所が多数存在していることも否定できない。また、「短時間の駐車であれば、取締りを受けない。」、ひいては「短時間の駐車であれば、違反でない。」との誤解を一部の県民に与える結果ともなり、このことが、短時間の違法駐車を更に誘発している側面があることも否定できないところである。

さらに、違法駐車車両の運転者に対して移動を呼び掛ける広報の実施が、当該違法駐車の解消に役立っている一方で、「広報がなされてから車両を移動すれば、取締りを受けることはない。それまでの間は違法駐車をしても大丈夫である。」等の誤った認識を一部の県民に与え、駐車秩序の維持に支障を及ぼしている側面があることも否定できない。

イ 放置違反金等制度における運用

前記アのような問題点を解消するため、放置車両であることが確認できた車両については、駐車時間の長短にかかわらず、確認標章の取付け対象とすること。

このことは、事前措置として違法駐車車両の移動を呼び掛ける広報を必要に応じて実施することを否定するものではないが、違法駐車を抑止するためには、広報を実施せず、直ちに確認標章の取付けを行うことも必要であることに留意すること。

- (4) 違反番号による放置駐車違反の一元的管理

警察官又は駐車監視員が放置車両を確認した場合は、当該放置車両に係る放置駐車違反を特定するための番号（以下「違反番号」という。）を付与すること。また、確認標章には、当該確認標章に係る放置駐車違反の違反番号の全部を標章番号として記載し、弁明通知書、放置違反金納付命令書、督促状、放置違反金等を納付したこと又は徴収されたことを証する書面等には、これらの書面に係る放置駐車違反の違反番号の全部を記載すること。

これらのほか、違反番号の付与の方法その他の細目的事項については、交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）が別に定める。

3 放置車両違反取締り各論について

- (1) 確認標章の作成、取付けについて（法第51条の4第1項及び第2項関係）

確認標章は、専用の携帯端末により作成することを原則とするが、携帯端末を持たない警察官が取締りを行う場合にあっては、手書きにより作成すること。

確認標章の取付けに際しては、確認標章及び放置違反金制度について説明する通知文（第1号様式）を、確認標章と共に車両に取り付けることができる。

- (2) 警察署における事案の審査及び公安委員会報告（法第51条の4第3項関係）

警察官又は放置車両確認機関が確認標章を取り付けた事案については、電子データ又は標章控えにより、警察署長に報告すること。

報告を受けた警察署長は、所要の事案審査を行った上で、公安委員会に報告すること。この場合において、放置車両の要件に該当しないと認めるときは、その旨の意見を付すること。

(3) 「運転者」出頭後の対応、留意事項について

確認標章の取付け後、標章を取り付けられた車両の運転者と称する者が、自ら、現場又は警察署等に出頭し、違反を自認する場合等において、当該者が真実違反行為をした運転者であると認められるときは、当該者を駐車違反で検挙（反則者に該当する場合は反則告知、非反則者である場合は交通切符等による検挙）すること。

(4) 不納付事件の送致

反則告知及び通告を行ったが、反則金の不納付となった事件の送致に際しては、事務の合理化に十分配慮すること。

4 放置違反金納付命令、督促、滞納処分

(1) 弁明の機会の付与（法第51条の4第6項及び第7項・放置違反金規則第3条関係）

ア 弁明通知書を発出する場合

前記3(2)の規定により報告を受けた公安委員会は、事案を審査の上、当該車両が放置車両の要件に該当すると認められる場合で、かつ、当該事案について運転者が反則金を納付せず、又は公訴を提起されず、若しくは家庭裁判所の審判に付されていないときに、当該事案について弁明通知書（放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則（平成18年大分県公安委員会規則第16号。以下「放置違反金規則」という。）第2号様式）を発出することとなる。

イ 弁明通知書の発出時期についての考え方

使用者に対する放置違反金納付命令は、確認標章が取り付けられた日の翌日から起算して30日を経過しないと行うことができないとされている（法第51条の4第4項ただし書）が、弁明通知書の発出時期については、法律上何の制約もない。効率的な事務遂行の観点からも、また、使用者が弁明の準備を行う上での便宜の観点からも、一般には、早期の弁明通知書の発出が望ましい。しかしながら、使用者に対する放置違反金納付命令は、当該違法駐車行為について運転者が反則金を納付した場合等はこれを行うことができず、放置違反金納付命令を行った後に運転者が反則金を納付した場合等は放置違反金納付命令を取り消さなければならないこととされている（法第51条の4第4項ただし書及び第16項）ところ、弁明通知書の発出は、放置違反金納付命令の事前手続として行うものであるから、後刻、反則金が納付されるなどにより放置違反金納付命令を行わないこととなる蓋然性が高い段階では、弁明通知書の発出は保留することが適切であると考えられる。そこで、弁明通知書を発出する時期については、後記ウによること。

ウ 弁明通知書の発出時期（具体的な運用）

これまでの駐車違反取締りの実態から鑑みても、確認標章を取り付けた日の翌日から起算しておおむね3日以内に運転者が自ら出頭しない場合は、その後、運転者が自ら出頭する可能性は低い（したがって、後刻放置違反金納付命令を行えなくなり、又

は一度した放置違反金納付命令を取り消さなければならないこととなる蓋然性は低い。)ものと考えられる。したがって、当該期間内(確認標章を取り付けた日の翌日から起算しておおむね3日以内)に、当該違反行為について運転者に対し反則告知(当該運転者が非反則者である場合にあっては、交通切符等による検挙)をしていない場合には、弁明通知書の発出を行うこと。

また、違反行為について運転者(少年(送致の時点で成人とならない見込みのものに限る。以下同じ。))を除く。)に反則告知をした場合にあっては、当該運転者が反則金を仮納付することのできる期間及び当該仮納付の有無を確認するのに必要な期間(告知の日からおおむね15日間)は、弁明通知書の発出を保留すること。反則告知後に反則金の仮納付がなされない場合は、通告(交付通告又は送付通告)が行われることとなり、通告後反則金が納付される可能性もあるところであるが、早期の弁明通知書発出が望まれることと(前記イ参照)、送付通告までに長時間を要する場合もあることを考慮し、前記の期間(告知の日からおおむね15日間)が経過した場合は、弁明通知書の発出を行うこと。

なお、非反則者である運転者を交通切符等により検挙した場合で出頭の日時を指定した場合にあっては、当該運転者が、正当な理由なく指定された出頭日に出頭せず、その後も出頭する見込みがない場合に、弁明通知書の発出を行うこと。遠隔地に居住する非反則者である運転者を検挙した場合等で出頭の日時を指定しない場合は、直ちに、弁明通知書の発出を行うこと。

少年である運転者に対し反則告知又は交通切符等による検挙をした場合は、当該運転者が反則金を納付するか、又は家庭裁判所に送致されて、その審判に付されることとなり、いずれにせよ、放置違反金納付命令を行うことはできないことになるので、弁明通知書の発出を行うことなく、放置違反金納付命令に係る手続を打ち切ること。

エ 弁明通知書の発出方法

弁明通知書の発出は、原則として、自動車検査証に記載(自動車登録ファイル等に登録)された車両の使用者に宛て、普通郵便により行うこと。ただし、自動車検査証に記載(自動車登録ファイル等に登録)された車両の使用者以外の者が実際の使用者であることが判明している場合にあっては、当該実際の使用者に宛てて、これを行うこと。また、総排気量125cc以下の自動二輪車、原動機付自転車及び小型特殊自動車については、市区町村に照会して使用者を調査の上、弁明通知書を発出すること。この場合における照会書及び回答書の様式は、第2号様式及び第3号様式のとおりとする。

発出した弁明通知書が返戻された場合は、使用者の所在について所要の調査を行った上で、再度送付すること。所要の調査にもかかわらず、使用者の所在が判明せず、弁明通知書を送付できない場合は、弁明通知公示送達書(放置違反金規則第3号様式)を公安委員会の掲示板に掲示することによって、弁明通知を行うこと。

オ 弁明書の提出期限

弁明書(第4号様式)の提出期限については、弁明通知書の発出日から14日以内の日を指定すること(放置違反金規則第3条第2項)。返戻された弁明通知書を再度送付する場合及び掲示により弁明通知を行う場合にあっては、改めて提出期限を指定す

ること。

カ 弁明通知書の記載事項及び仮納付書その他の書類の同封について

弁明通知書には、弁明通知書の番号及び放置違反金に相当する金額を記載すること（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第7条の6）。弁明通知書の番号は、当該事案に係る違反番号（前記2(4)参照）と同一とすること。また、弁明通知書の発出に当たっては、仮納付書を同封すること。

(2) 弁明審査

弁明書が提出された場合は、所要の事実調査を行い、放置違反金納付命令を発出するか否かを決定すること。事実調査を行う上で必要がある場合は、放置違反金納付命令関係事項照会書（第5号様式）により照会するなど、法第51条の5に基づく報告徴収権限を積極的に活用すること。

(3) 放置違反金納付命令（法第51条の4第4項、第5項、第10項、第12項及び第16項・放置違反金規則第2条、第4条及び第9条関係）

ア 放置違反金納付命令の決定

弁明審査の結果、放置違反金納付命令を行うことが適当と認められる場合には、放置違反金納付命令の発出を決定すること。提出期限までに弁明書が提出されない場合は、改めて弁明の機会を付与することなく、放置違反金納付命令を決定すること（道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号）第16条参照）。

イ 書面による放置違反金納付命令

弁明通知書の発出後、弁明書の提出期限までに放置違反金に相当する金額の仮納付がされていない場合における放置違反金納付命令は、放置違反金納付命令書（放置違反金規則第1号様式）により行うこと。

放置違反金納付命令書の発出に当たっては、納入通知書及び納付書を同封すること。

放置違反金納付命令書等の発出は、放置違反金納付命令を受けるべき車両の使用者に宛てて、普通郵便により行うこと。使用者の所在が不明である場合又は発出した放置違反金納付命令書等が返戻された場合は、使用者の所在について所要の調査を行った上で、送付すること。放置違反金納付命令書の送達及び公示送達については、地方税の例による（法第51条の4第18項）こととなるので、所要の調査にもかかわらず、使用者の所在が判明せず、放置違反金納付命令書を郵便により送付できない場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定の例により、公示送達書（放置違反金規則第24号様式）を公安委員会の掲示板に掲示して公示送達を行うこと（放置違反金規則第10条）。

納期限内において汚損、紛失等により使用者から納入通知書及び納付書の再発行申請を受けた場合は、放置違反金納付書再発行申請書（第6号様式）によること。

ウ 公示による放置違反金納付命令

弁明通知書の発出後、弁明書の提出期限までに放置違反金に相当する金額の仮納付がされた場合における放置違反金納付命令は、公安委員会の掲示板に放置違反金公示納付命令書（道路交通法施行規則別記様式第3の7）を掲示することにより行うこととなる。この場合も、行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭

和37年法律第139号)の規定による教示が必要となることに留意すること。

エ 放置違反金納付命令を行う時期

放置違反金納付命令は、確認標章を取り付けた日の翌日から起算して30日を経過した日以降、できるだけ速やかに行うこと。ただし、当該違法駐車行為について運転者が反則金を納付している場合又は公訴を提起され、若しくは審判に付された場合はこれを行わないこととするほか、当該違法駐車行為をした運転者に反則告知等をしている場合の取扱いは、次のとおりとする。

(ア) 運転者（少年を除く。）に反則告知をしている場合

当該運転者が反則金を納付することのできる期間及び当該納付の有無を確認するのに必要な期間（通告後おおむね15日から20日間）の経過を待って、放置違反金納付命令を行うこと。当該期間内に反則金の納付が確認できない場合は、立証状況に照らし公訴提起が確実に見込まれる事案に限り、手続を保留することとし、不起訴が見込まれる事案については、運転者の送致と平行して、放置違反金納付命令を行うこと。この場合において、放置違反金納付命令を行った後、当該事案について公訴が提起されたことを確認した場合は、放置違反金納付命令の取消し手続をとること。

なお、通告を受けるべき者の所在が不明であるなどの理由により、通告の実施が見込めない事案については、通告を行うことなく、放置違反金納付命令を行うこと。

(イ) 非反則者である運転者（少年を除く。）を交通切符等により検挙している場合

出頭の日時を指定した場合において、当該運転者が指定された出頭日に出頭しなかった場合は、後日の出頭及び公訴提起が確実に見込まれる場合を除き、放置違反金納付命令を行うこと。この場合においても、放置違反金納付命令を行った後、当該事案について公訴が提起されたことを確認した場合は、放置違反金納付命令の取消し手続をとること。また、遠隔地に居住する非反則者である運転者を検挙し、出頭の日時を指定しなかった場合にあっては、原則として、放置違反金納付命令の手続を保留することとし、当該運転者が不起訴となったことが確認された後に、放置違反金納付命令を行うこと。

(ロ) 少年である運転者に反則告知をし、又は交通切符等により検挙している場合

放置違反金納付命令を行うことなく、そのための手続を打ち切ること（前記(1)ウ参照）。

オ 放置違反金納付命令を行わない場合の通知及び仮納付された放置違反金に相当する金額の返還

弁明通知書の発出後、弁明書の提出期限までに放置違反金に相当する金額の仮納付がされた場合において、当該仮納付をした者について放置違反金納付命令をしないこととしたときは、仮納付金返還通知書（放置違反金規則第4号様式）により通知し、当該仮納付に係る金額を返還する手続をとること。

なお、仮納付金返還通知書の発出に当たっては、仮納付金返還請求書（放置違反金規則第5号様式）を同封すること。

弁明通知書の発出後、弁明書の提出期限までに放置違反金に相当する金額の仮納付がされない場合において、弁明の容認その他の事情により、放置違反金納付命令を行

わないこととするときは、特段、通知等の手続は要しない。

カ 放置違反金納付命令の取消し及び納付された放置違反金等に相当する金額の還付

法第51条の4第16項の規定により放置違反金納付命令を取り消す場合は、放置違反金納付命令取消（兼）還付通知書（放置違反金規則第22号様式）により通知し、既に当該放置違反金納付命令に係る放置違反金等が納付され、又は徴収されているときは、当該放置違反金等に相当する金額を還付する手続をとること。

なお、既に当該放置違反金納付命令に係る放置違反金等が納付され、又は徴収されている場合の放置違反金納付命令取消（兼）還付通知書の発出に当たっては、放置違反金還付請求書（放置違反金規則第23号様式）を同封すること。

キ 放置違反金納付命令に対する審査請求

放置違反金納付命令は公安委員会が行う処分であるため、公安委員会に対する審査請求を行うことができる。

なお、放置違反金納付命令書には納入通知書を同封することとされているが、この場合の納入通知書の送付自体は国民の権利義務を変動させるものではなく、「行政庁の処分」には該当しないと考えられることから、納入通知自体に対する審査請求はできないことに留意すること。

(4) 督促、滞納処分（法第51条の4第13項及び第14項・放置違反金規則第5条から第8条まで関係）

ア 適切な滞納管理について

放置違反金制度が駐車違反防止の実効を挙げるためには、公安委員会が納付を命ずる放置違反金が確実に納付され、又は徴収される必要がある。そこで、法に定める督促のほか、催促を効果的に行うなど、適切な滞納管理を行い、放置違反金等の効果的な徴収に努めること。

イ 督促、滞納処分等の実施について

(ア) 督促

督促は、滞納処分の前提となるだけでなく、延滞金及び督促手数料の徴収並びに車検拒否制度の前提となるものであるから、放置違反金納付命令を受けた者が納付期限までに放置違反金を納付しないときは、放置違反金の納付の期限経過後20日以内に督促状（放置違反金規則第6号様式）を発出すること。

(イ) 催促

督促した後においても、催促は、任意の納付を促す有効な手段であるため、その積極的な実施に努めること。

なお、催促を文書により行う場合は催告書（放置違反金規則第7号様式）を発出することとし、その際には原則として納付書を同封すること。

(ロ) 滞納処分

督促及び催促によっても任意の納付に応じない者に対しては、計画的かつ適正な滞納処分の執行に努めること。特に、滞納を繰り返す者、名義変更その他の事情により車検拒否を免れた者及び放置違反金納付命令に係る放置違反金請求権の消滅時効（督促後5年間）が切迫している者については、優先的に滞納処分を行うこと。

5 車検拒否制度の運用について（法第51条の7関係）

(1) 車検拒否制度の趣旨等を踏まえた適正な事務運営について

車検拒否制度の運用に当たっては、本制度が使用者に自主的な放置違反金等の納付を促すことを目的としていることを十分に踏まえるとともに、車両の使用者その他の関係者に過度の負担が生じることのないように配慮する必要があることから、使用者本人、使用者の継続検査等の手続を代行する自動車整備事業者等に対する放置違反金等の滞納状況に関する情報の提供、放置違反金等の納付書の再発行及び放置違反金等を納付したこと又はこれを徴収されたことを証する書面の交付が適切かつ簡便な方法により行われるように努めること。

(2) 車検拒否制度に係る問い合わせ等への対応について

各種トラブルに適切に対処するため、継続検査等に際して自動車検査証の返付を拒否された者、自動車検査証の返付を拒否する国土交通省又は軽自動車検査協会の職員、使用者の継続検査等の手続を代行する自動車整備事業者等からの各種問い合わせ等に統一に対応するための対応窓口を交通指導課とするので、その周知を図ること。

(3) 広報啓発活動の推進について

国民一般はもとより、車両の使用者、自動車整備事業者等に対して本制度の周知を図るため、自動車整備事業者、自動車検査窓口等にポスター、リーフレットを配布するなど広報啓発活動を推進すること。

(4) 無車検運行等の取締りの推進について

国土交通省地方運輸局と連携の上、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項、第66条第1項等の規定に違反する行為に対する取締りを推進すること。

(5) 車検拒否制度の運用に関する細目的事項について

前記(1)から(4)までに定めるもののほか、本制度の運用に関する細目的事項については、交通指導課長が別に定める。

6 車両の使用制限命令制度について（法第75条及び第75条の2関係）

(1) 被処分者

法第75条の2第2項の規定による命令を受ける客体となる「使用者」は、放置違反金納付命令を受ける客体となる「使用者」と同一である。すなわち、車両を使用する権原を有し、その運行を支配し、管理する者であり、法人の使用車両については、当該法人である。法人の代表者や当該車両の属する営業所の長等の自然人が処分の客体となるわけではないことに留意すること。

また、命令違反の主体となるのは、被処分者である車両の使用者であるが、法第123条の規定により、当該使用者の代理人、使用人その他の従業員が、当該使用者の業務に関して対象車両を運転し、又は運転させた場合は、その行為者も処罰の対象となることに留意すること。

なお、法人の使用車両についての前記の考え方は、法第75条第2項又は第75条の2第1項の規定によるその他の使用制限命令についても同様である。

(2) 制度の趣旨を踏まえた迅速、適確な処分の実施

処分の基準に該当する車両の使用者に対しては、迅速かつ適確に処分を実施して、道路交通に対する危険の排除に努めること。

(3) 適正な事務処理の推進

使用制限命令をしようとするときは事前に公開の聴聞を行わなければならないこと、使用制限命令を行ったときは使用制限書を交付するとともに、運転禁止標章を貼り付けること等の手続の基本は、法第75条第2項又は第75条の2第1項の規定による使用制限命令についての手続と同様であるので、放置違反金制度の適正な事務処理に努めること。

- (4) 処分の実効性確保のための措置並びに命令違反及び運転禁止標章の破損等事案の積極的な検挙

処分執行の際には、運転禁止標章の貼付け状況や対象車両の走行距離計の走行距離数を写真撮影等により記録するなど、処分の実効性を確保するための措置を講ずること。また、命令違反や運転禁止標識が破損等された事案については、積極的な検挙に努めること。

- (5) 細目の事項

処分量定の基準や具体的な事務処理要領等、使用制限命令制度の運用の細目に関する事項については、交通指導課長が別に定める。

- (6) 他の使用制限命令制度の運用

法第75条第2項又は第75条の2第1項の規定によるその他の使用制限命令制度についても、前記を参照し、適正な運用に努めること。

7 確認事務等の民間委託

- (1) 確認事務の委託（法第51条の8第1項及び第51条の12第1項・委託規則第1条関係）

ア 確認事務の委託は警察署長が行うこととされていることから、確認事務の委託は原則として警察署単位で行うこと。

イ 確認事務を委託した場合に行う法第51条の12第1項の公示は、大分県報に必要事項（放置車両確認機関となるべき法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該法人が確認事務を行う区域及び期間）を登載することにより行うこと。

既に公示した事項に変更があった場合（放置車両確認機関の名称、主たる事務所の所在地等に変更があった場合）も同様に公示すること。

ウ 確認事務の委託に当たっては、委託契約書（これに添付される仕様書を含む。以下同じ。）を作成すること。この場合においては、次の事項に留意すること。

(ア) 確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「委託規則」という。）第1条各号に掲げる事項についての条項を具体的に記載すること。

(イ) 放置車両確認機関が適切に駐車監視員を選任することを担保するため、選任した駐車監視員の名簿を提出することを義務付けるなどの措置を講ずること。

(ロ) 放置車両確認機関の駐車監視員には、国民の駐車監視員に対する認識を容易にし、かつ、その認識の定着性を高め、もって駐車監視員に対する信頼の確保に資するとともに、その職務執行の円滑を図る趣旨から制服を着用させること。

(ハ) 駐車監視員は、原則として2人以上1組で巡回すること。ただし、巡回することとなる場所、時間帯等により特に必要があると認められる場合には、3人以上を1組として巡回させること。

(ニ) 放置車両確認機関が行う巡回活動が、計画的に実施され、かつ、前記2(1)に規定するガイドラインの趣旨に合致した適切なものとなることを担保するため、巡回

計画書を作成させ、警察署長の承認を得ることを義務付けるなどの措置を講ずること。

(カ) 駐車監視員が放置車両の確認及び標章の取付けに関する知識及び能力を十分に有していることを確保するため、放置車両確認機関に、法令や確認事務の処理要領等に関する十分な教育訓練を行うことを義務付けるなどの措置を講ずること。

(キ) 放置車両確認機関が適確に受託した確認事務を遂行していることを確認するため、定期的に報告を義務付けるなどの措置を講ずること。

(ク) 現場の駐車監視員との連絡、警察署長との連絡、各種文書の送受等を行い、事務の執行に伴うトラブルの第一次の処理、情報の管理その他事務の円滑な管理・運営に努め、受託事務の執行を統括する者として、統括責任者を選任させること。

(ケ) その他警察署長が講ずべき措置、放置車両確認機関及び駐車監視員が遵守すべき事項等を明記すること。

エ 放置車両確認機関の役職員に対しては、確認事務の内容及びその処理要領を熟知させるとともに、同人（放置車両確認機関の役職員であった者を含む。）らが確認事務に関して秘密保持義務を負い、秘密を漏らした場合には処罰される旨、確認事務に従事する放置車両確認機関の役職員はみなし公務員とされ、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用に関しては、公務員とみなされる旨を具体的に周知すること。

オ 放置車両確認機関による確認事務が、法令、委託契約書等に従い、適正かつ公正に行われるよう適切な監督を実施すること。

(2) 放置違反金関係事務（法第51条の15関係）

ア 放置違反金関係事務の委託については、弁明通知書、放置違反金納付命令書、督促状等の各種文書に係る作成（印字）、宛名印刷・宛名書き、封緘、郵送、放置違反金等の納付データの入力・整理等、委託すべき事務を特定し、これを外部法人に委託して処理させることが合理的と認められる場合には、積極的に推進すること。

イ 受託法人の役職員に対しては、委託する放置違反金関係事務の内容及びその処理要領を熟知させるとともに、同人（受託法人の役職員であった者を含む。）らが受託した放置違反金関係事務に関して秘密保持義務を負い、秘密を漏らした場合には処罰される旨周知するほか、情報管理責任者を選任するよう委託契約書で義務付けるなど、情報管理の徹底について十分な指導監督を行うこと。

8 法人の登録

(1) 登録の申請等（法第51条の8第2項・委託規則第2条・委託細則第2条関係）

登録申請書（確認事務の委託の手續等に関する細則（平成18年大分県公安委員会規則第15号。以下「委託細則」という。）第1号様式）の提出を受けた場合は、記載事項に不備がないこと、必要な添付書類が添付されていること等形式上の要件について確認すること。申請の形式上の要件に適合しないと認められる場合には、速やかに、申請者に対して相当の期間を定めて当該申請の補正を求めること（行政手続法（平成5年法律第88号）第7条）。

(2) 欠格事由（法第51条の8第3項関係）

ア 第1号関係

「法第51条の10の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年

を経過しない」とは、登録を受けようとする公安委員会により登録を取り消され、当該取消しの日から起算して2年を経過しないことをいう。

イ 第2号関係

- (ア) 「業務を執行する社員」には、合名会社の社員及び合資会社の無限責任社員が該当する。また、「取締役」とは有限会社及び株式会社におけるものを、「執行役」とは委員会等設置会社に1人又は数人置かれその業務執行等を行うものをいう。
- (イ) 「これらに準ずる者」には、有限会社及び株式会社の監査役、民法（明治29年法律第89号）第33条の法人（財団法人及び社団法人）における理事及び監事等が該当する。
- (ウ) 法人に対して「同等以上の支配力を有する」か否かの判断に当たっては、その者が自己の地位や権限等に基づいて法人の意思決定に関してどの程度実質的な影響力を及ぼし得るかについて、個別具体的に検証すること。
- (エ) 法第51条の8第3項第2号の該当の有無については、原則として、役員名簿（委託細則第2号様式）に記載された者について判断すること。

なお、この場合において、当該名簿に記載すべき「役員」は法第51条の8第3項第2号に規定する役員であることに留意すること。登録申請の時点で判明している「役員」であって、申請法人が提出する役員名簿に記載のないものがある場合には、当該役員について、所定の添付書類の提出を求めること。

ウ 第2号イ関係

「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に該当するか否かについては、原則として、本籍地の市区町村長に対する照会により判断すること（外国人については、居住地の市区町村長に対する照会を行うこと。）。

エ 第2号ロ関係

- (ア) 拘禁刑以上の刑に処せられた者に該当するか否かについては、原則として、身上調査照会書（第7号様式）により本籍地の市区町村長に対する照会を行い、身上調査照会回答書（第8号様式）による回答により判断すること（外国人の場合は、地方検察庁に対する前科照会書（第9号様式）による照会により判断すること。）。
- (イ) 「執行を終わり」とは、その刑の執行を受け終わったという意味であり、仮出獄した者は仮出獄期間が終了したとき、罰金刑を受けた者については、罰金を完納したときに刑の執行を受け終わったことになる。「執行を受けることがなくなった」とは、刑の時効が完成することや恩赦により刑の執行の免除を受けることをいう。
- (ウ) 執行猶予期間が満了した場合又は大赦若しくは特赦の場合は、刑の言渡し自体が効力を失うので、その時点で「刑に処せられ」た者ではなくなり、本号に該当しなくなることに留意すること。

オ 第2号ハ関係

- (ア) 法第51条の8第3項第2号ハに規定する者については、次のような者が該当する。
 - a 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）
 - b 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（法第51条の8第3項第2号

ハに該当しないと認める特段の事情がある者を除く。)

- c 暴力団以外の犯罪的組織の構成員で、当該組織の他の構成員の検挙状況等（犯罪率、反復性等）から見た当該組織の性格により、強いぐ犯性が認められるもの
- d 過去10年間に暴力的不法行為等（委託規則第3条）を行ったことがあり、その動機、背景、手段、日常の素行等から見て、強いぐ犯性が認められる者

(イ) 法第51条の8第3項第2号ハに該当するか否かの判断については、暴力団員照会を実施することにより対象者が暴力団員等である旨の回答を得た場合において、刑事部組織犯罪対策課長に、当該対象者に係る情報について照会することにより行うほか、必要に応じ、前記エ(ア)の照会の結果、家族、知人等に対する聞込み等による日常の素行の調査、その他の資料により、総合的にぐ犯性を判断すること。

カ 第2号ニ関係

法第51条の8第3項第2号ニの該当の有無についても、前記オ(イ)の暴力団員照会の際、暴対法第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は暴対法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者である回答を得た場合に、刑事部組織犯罪対策課長に、当該対象者に係る情報について照会すること。

キ 第2号ホ関係

法第51条の8第3項第2号ホの該当の有無については、原則として、医師の診断書（委託細則第3号様式）により判断することとなるが、特に疑わしい場合には、面接調査、聞込み調査等を行い、なお不審点があれば専門医の診断を受けることを求め、その結果を踏まえて判断すること。

ク 第2号ヘ関係

- (ア) 法第51条の8第3項第2号ヘの該当の有無については、精神病患者であれば一律に欠格となるものではなく、精神機能の障害に関する医師の診断書の提出を受けて、確認事務を適正に遂行する能力を有するかどうかという観点から判断すべきことに留意すること。
- (イ) 公安委員会に提出する診断書を作成する医師については、その専門とする分野を問わないが、法第51条の8第3項第2号ヘに掲げる者に該当しないことが明らかではない旨記載された診断書が提出された場合には、必要に応じ、面接調査、聞込み調査等を行い、なお不審点があれば専門医の診断を受けることを求め、その結果を踏まえて判断すること。
- (ウ) 医師の診断書には、法第51条の8第3項第2号ヘに掲げる者に該当しないことが明らかであるかどうかの別が記載されていることを要するが、例えば、精神機能の障害がない旨記載されている診断書であれば、その者が同号ヘに掲げる者に該当しないことは明らかであるから、そのような診断書については、委託規則第2条第2項第3号への要件を満たした診断書として取り扱って差し支えない。

ケ 委託細則第4号様式の誓約書は、申請法人につき1通を要するのみであることに留意すること。

(3) 登録基準（法第51条の8第4項関係）

ア 第1号関係

法第51条の8第4項第1号の該当の有無については、委託細則第5号様式の誓約書

を同号の要件に適合することを説明した書類として提出させ、この書面審査により判断すること。

イ 第2号関係

「駐車監視員が放置車両の確認等を行うものである」か否かの判断については、登録申請時において、当該法人が2人以上の駐車監視員資格者証保有者を現に確保しているか否かにより判断することとし、当該駐車監視員資格者の駐車監視員資格者証の写しを法第51条の8第4項第2号の要件に適合することを説明した書類として提出させ、この写しの書面審査により判断すること。

ウ 第3号関係

法第51条の8第4項第3号の該当の有無については、事務所について、申請法人の所有権、賃借権等の使用権原を証する登記事項証明書又は賃貸借契約書の写しその他の書類を同号の要件に適合することを説明した書類として提出させ、この写しの書面審査により判断することとするが、これにより疑義が生じた場合には、現地調査、聞き込み調査等を行い、その結果を踏まえ判断すること。

(4) 登録簿への登載等（法第51条の8第5項・委託細則第3条及び第4条関係）

ア 申請を審査した結果、登録簿（委託細則第6号様式）に記載して登録することとしたときは、当該法人に対し、登録（更新）通知書（第10号様式）を交付すること。

イ 登録（更新）通知書には、当該法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地のほか、登録年月日、登録番号及び登録の有効期限を記載すること（後記(5)イ参照）。

ウ 欠格事由に該当するなどし、登録を拒否することとしたときは、登録（更新）申請に関する通知書（第11号様式）を交付すること。

(5) 登録の更新等（法第51条の8第6項関係）

ア 登録の有効期間は、登録年月日（現に登録簿に記載をした日）から起算すること。

イ 登録の更新申請期間については、現に行っている登録の有効期間の満了日の6か月前から2か月前までの間とし、これを登録（更新）通知書に具体的に記載するなどして指導すること。更新申請期限を過ぎて更新の申請が行われた場合にあっては、登録の有効期限までに手続が終了しない可能性があり、その場合には新たな登録の申請として取り扱うこととなる旨説明し、了解を得た上で申請を受け付けること。

ウ 更新後の登録の有効期間の起算日は、旧登録の有効期間の満了日の翌日とすること。

エ 前記のほか、登録の更新については、登録の例によること。

(6) 適合命令（法第51条の9・委託細則第6条関係）

ア 登録法人が法第51条の8第4項各号のいずれかに適合しなくなった旨を認知した場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の早期是正の見込み等の事情を勘案するとともに、当該登録法人が現に委託を受けているものであるか否かなど早期是正の必要性も考慮して、当該事実に応じた必要な措置をとるべきことを命ずることが適当か否かを判断すること。

イ 適合命令は、行政手続法第13条第1項第1号イからニまでのいずれにも該当しない不利益処分であるため、これを行おうとする場合は、同法に定める弁明の機会の付与を行うこと。この場合において、その手続については、同法及び聴聞及び弁明の機会

の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）に定めるところによること。

ウ 適合命令は、適合命令書（第12号様式）により行うこと。

(7) 登録の取消し（法第51条の10・委託細則第7条関係）

ア 登録法人が法第51条の10各号のいずれかに該当することを認知した場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の是正の可否・是正の見込み、再発のおそれ、当該法人においてとられた再発防止措置その他諸般の事情を勘案して、登録の取消しの適否を判断すること。

イ 登録の取消しは、行政手続法第13条第1項第1号イに規定する許認可等を取り消す不利益処分に該当するため、これを行おうとする場合には、聴聞を行わなければならないが、その手続については、同法及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則に定めるところによること。

ウ 登録の取消しは、登録取消処分通知書（第13号様式）により行うこと。この場合において、理由を記載するに際しては、法第51条の10のいずれの号に該当するものであるか（同条第1号に該当することを理由として登録の取消しを行うときは、法第51条の8第3項第2号イからへのいずれに該当するに至ったものであるかを、法第51条の10第4号に該当することを理由として登録の取消しを行うときは、法第51条の12第2項から第4項までの規定のいずれに違反したものであるかを含む。）及びその号に該当すると認めた事実を具体的に記載すること。

エ 登録を取り消した場合は、登録簿に必要事項を追記すること。

オ 登録を取り消した場合は、交通指導課長は、警察庁及び他の都道府県警察に対し、第14号様式により、速やかにその旨を通報すること。

(8) 報告及び検査（法第51条の11・委託細則第8条関係）

ア 報告の徴収及び立入検査の実施に当たっては、その必要性を吟味し、法の目的と関係のない事項に及ばないよう、また、相手方に無用の負担を掛けることがないように配慮すること。

イ 報告又は資料の提出の要求は、原則として報告要求書（第15号様式）により行うこととし、当該書面に記載する要求の理由については、要求の目的が具体的に分かる程度の内容を記載すること。

なお、緊急を要し、報告要求書により行ういとまがない特別の事情がある場合には、口頭で行うことも許される。

ウ 当該公安委員会の管轄区域内における登録の適正を図るため必要がある場合には、他の都道府県警察の管轄区域内に所在する事務所についても立入検査ができることに留意すること。この場合においては、当該他の都道府県警察と緊密な連絡を行うこと。

エ 立入検査をする警察官には、その身分を示す証票として警察手帳を携帯させ、関係者の請求に応じこれを提示させること。

9 駐車監視員資格者証

(1) 駐車監視員資格者講習（法第51条の13第1項第1号イ・委託規則第6条から第9条まで・委託細則第9条及び第10条関係）

ア 受講申込書（委託細則第7号様式）については、前記8(1)の例によること。

イ 受講申込書を受理した場合は、駐車監視員資格者講習受講（認定考査受検）者名簿（第16号様式）に必要事項を記載するとともに、駐車監視員資格者講習受講票（委託細則第8号様式）を作成し、申込者に速やかに交付し、又は送付すること。

ウ 駐車監視員資格者講習における修了考査に合格した者が委託規則第9条第1項に規定する「駐車監視員資格者講習の課程を修了した者」に該当するものであり、この者に対して駐車監視員資格者講習修了証明書（委託規則別記様式第1号）を交付すること。

- (2) 駐車監視員資格者講習課程修了者と同等以上の技能及び知識を有する者の認定（法第51条の13第1項第1号ロ・委託規則第10条・委託細則第11条から第13条まで関係）

ア 認定申請書（委託細則第10号様式）については、前記8(1)の例によること。

イ 認定申請書を受理した場合は、駐車監視員資格者講習受講（認定考査受検）者名簿に必要事項を記載するとともに、駐車監視員資格者認定考査受検票（委託細則第11号様式）を作成し、申請者に速やかに交付し、又は送付すること。

ウ 委託細則第12条第1項の認定考査は、駐車監視員資格者講習における修了考査と同程度の難易度のものとする。

エ 「道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関する事務に従事した期間が通算して3年以上である者」（委託規則第10条第1項第1号）とは、交通取締り等に直接従事した期間のほか、これを管理し、監督し、指導するなどした期間が通算して3年以上である警察官又は交通巡視員とする。

なお、この場合において「交通取締り」は、駐車違反の取締りに限られない。また、「通算」期間であるので、当該期間が連続して3年以上である必要はない。

申請に際しては、委託細則第11条第2項第1号に規定する書面を添付させること。

オ 「確認事務における管理的又は監督的地位にあった期間が通算して5年以上である者」（委託規則第10条第1項第2号）とは、放置車両確認機関において駐車監視員を実質的に管理し、又は監督する業務に従事した期間が通算して5年以上である者であって、最終的にその者が在籍し、又は在籍していた放置車両確認機関（又は放置車両確認機関であった法人）がその旨を認証するものとする。

申請に際しては、委託細則第11条第2項第2号に規定する書面を添付させること。

カ 「前2号に掲げる者と同等の経歴を有する者」（委託規則第10条第1項第3号）とは、例えば、次のような者が該当すると考えられるが、その判定に当たっては、その者の活動履歴、当該活動の態様、その他の経歴を総合的に考慮すること。

申請に際しては、委託細則第11条第2項第3号に規定する書面を添付させること。

(ア) 過去に駐車監視員資格者証の交付を受けていたが、法第51条の13第2項第1号に該当して（欠格事由に該当するに至って）同項の規定により駐車監視員資格者証の返納を命ぜられた者で、当該欠格事由が解消するに至ったため、再度駐車監視員資格者証の交付を得ようとするもの

(イ) 委託規則第10条第1項第1号又は第2号に規定する経歴年数には満たないが、従事していた期間の活動態様、頻度その他の事情から実質的に同項第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の経歴を有すると認められる者

(ウ) 違法駐車防止活動に取り組む市町村等の職員として又はその委託を受けて、長年

にわたり違法駐車防止の街頭指導に従事した者

キ 認定申請書を提出した者に対して当該認定を拒否する場合には、認定申請に関する通知書（第17号様式）により通知すること。

(3) 駐車監視員資格者証の交付申請（法第51条の13第1項・委託規則第11条関係）

ア 駐車監視員資格者証交付申請書（委託細則第12号様式）については、前記8(1)の例によること。

イ 「18歳未満の者」に該当するか否かについては、住民票の写し（委託規則第11条第2項第2号に規定する第2条第2項第3号イ）により判断すること。

ウ 「法第51条の8第3項第2号イからへまでのいずれかに該当する者」に該当するか否かの判断については、前記8(2)ウからクまでの例によること。

エ 「法第51条の13第2項第2号又は第3号に該当して同項の規定により駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者」に該当するか否かについては、後記(6)カの各都道府県警察からの通報により判断すること。

なお、法第51条の13第2項第1号に該当することを理由とする返納命令は、欠格事由に含まれていないことに留意すること。

(4) 駐車監視員資格者証の交付等（法第51条の13第1項・委託規則第12条関係）

ア 駐車監視員資格者証を交付することとした場合には、駐車監視員資格者証交付者名簿（第18号様式）に必要事項を記載しておくこと。

イ 申請者が欠格事由に該当し、駐車監視員資格者証の交付を拒否する場合には、駐車監視員資格者証交付申請に関する通知書（第19号様式）により通知すること。

(5) 駐車監視員資格者証の書換え交付及び再交付（委託規則第13条・委託細則第16条及び第17条関係）

ア 書換え交付

(ア) 書換え交付申請を受理する際は、「その事実を確認するに足る資料」として、住民票の写し、運転免許証、その他の資料の提示又は提出を求めること。

(イ) 提出を受けた変更前の駐車監視員資格者証は、確実に廃棄すること。

(ウ) 駐車監視員資格者証の書換え交付を行った場合には、駐車監視員資格者証交付者名簿に必要事項を追記すること。

イ 再交付

(ア) 再交付申請を受理する際は、「再交付を申請する事由」を具体的に記載させること。

(イ) 駐車監視員資格者証の再交付を行った場合には、駐車監視員資格者証交付者名簿に必要事項を追記すること。

(ウ) 駐車監視員資格者証の再交付に当たっては、亡失した駐車監視員資格者証を発見した場合には、速やかに返納するよう指導すること。

(6) 返納命令（法第51条の13第2項・委託規則第14条・委託細則第18条関係）

ア 駐車監視員資格者証の交付を受けた者が法第51条の13第2項各号のいずれかに該当することを認知した場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の是正の可否・是正の見込み、再発のおそれ等諸般の事情を勘案して、同資格者証の返納命令の適否を判断すること。特に、同項第3号に該当するに至ったことを理由に返納命令

を行おうとするときは、当該不正行為の軽重、警察業務その他公益に与えた影響、再発のおそれ、本人の改しゅんの情その他の事情を総合的にしんしゃくし、本人が今後駐車監視員として活動することが適当かどうかという観点から判断すること。

イ 駐車監視員資格者証の返納命令は、行政手続法第13条第1項第1号ロに規定する名宛人の資格を直接に剥奪する不利益処分に該当するため、これを行おうとする場合には、聴聞を行わなければならないが、その手続については、同法及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則に定めるところによること。

ウ 返納命令書（委託細則第16号様式）に理由を記載する場合は、法第51条の13第2項のいずれの号に該当するものであるのか（同項第1号に該当することを理由として返納命令を行うときは、法第51条の8第3項第2号イからへまでのいずれに該当するに至ったものであるかを含む。）及びその号に該当すると認めた事実を具体的に記載すること。

エ 返納命令書を交付した場合には、駐車監視員資格者証交付者名簿に必要事項を追記し、また、実際に返納を受けた場合にはその旨追記すること。

オ 法第51条の13第2項第2号又は第3号に該当することを理由として、返納命令を行った場合は、交通指導課長は、警察庁及び他の都道府県警察に対し、第20号様式により、速やかにその旨を通報すること。

カ 他の都道府県警察から前記オに掲げる理由による返納命令を行った旨の通報を受けたときは、交通指導課長は、当該通報を2年間保存することとし、当該個人から駐車監視員資格者証の交付申請があった場合には、法第51条の13第1項第2号ハに該当するものとして、これを拒否すること。

（交通指導課駐車対策係）

の り し ろ

お 知 ら せ

この車の 使用者 殿

この標章は、この車の使用者（通常は、車検証の使用者欄に記載されている者）に、この車が放置車両であることを警察官等又は駐車監視員が確認したこと等をお知らせするものです。

この確認に基づき、今後、公安委員会が、この車の使用者に対して、放置違反金（反則金と同額）の納付を命ずることとなり、関係書類がご自宅等に郵送されますので、書類の記載に従って必要な手続をとってください（※）。その際、違反について弁明がある場合は事前に弁明書を提出する機会が与えられます。

放置違反金納付命令を同一の車両について繰り返し受けると、法令の規定により車両の使用制限命令を受けることとなるほか、納付を命ぜられた放置違反金を滞納すると、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

なお、車両を運転するときは、このお知らせを必ず取り除いてください。

（※）ただし、この車を駐車した運転者が警察署に出頭するなどして、この違反について反則金を納付した場合等は使用者に対する放置違反金納付命令は行われないこととなります。また、その運転者には、法令の規定により、いわゆる免許点数が付加されることとなります。

警察署

整理番号	第	号
------	---	---

年 月 日

市区町村長 殿

大分県公安委員会 印

車両使用者等照会書

道路交通法第51条の4の規定の施行のため必要があるので、下記車両番号(標識番号)に関する別紙回答書の項目につき回答されたく道路交通法第51条の5第2項の規定により照会します。

記

[illegible]

照会公安委員会 の 所 在 地	〒 ー
担当者の課・係 氏 名	課 係 氏名
電 話 番 号	() ー 内線

年 月 日

大 分 県 公 安 委 員 会 殿

市区町村長

車両使用者等回答書

整理番号第 号の照会依頼について、別添のとおり回答します。

照会公安委員会取扱者

市区町村取扱者

第3号様式（その2）

番号	車両番号 (標識番号)	使用者の氏名(名称)・住所(所在地)・電話番号	所有者との異同	車名(通称名)・車台番号	主な定置場	届出年月日
		(フリガナ) 氏名(名称)	異・同	車名(通称名)	1. 左記使用者の住所又は所在地に同じ	年 月 日
		住所(所在地) 〒 ー			2.	
		電話() ー		車台番号		
		(フリガナ) 氏名(名称)	異・同	車名(通称名)	1. 左記使用者の住所又は所在地に同じ	年 月 日
		住所(所在地) 〒 ー			2.	
		電話() ー		車台番号		
		(フリガナ) 氏名(名称)	異・同	車名(通称名)	1. 左記使用者の住所又は所在地に同じ	年 月 日
		住所(所在地) 〒 ー			2.	
		電話() ー		車台番号		
		(フリガナ) 氏名(名称)	異・同	車名(通称名)	1. 左記使用者の住所又は所在地に同じ	年 月 日
		住所(所在地) 〒 ー			2.	
		電話() ー		車台番号		
		(フリガナ) 氏名(名称)	異・同	車名(通称名)	1. 左記使用者の住所又は所在地に同じ	年 月 日
		住所(所在地) 〒 ー			2.	
		電話() ー		車台番号		

(注) 1 回答に当たって軽自動車税申告(報告)書等の謄本等を添付した場合は、同謄本等により判明している事項については記載を要しません。

2 車台番号はハイフン(ー)記号についても記載願います。

年 月 日 弁 明 書

大 分 県 公 安 委 員 会 殿

フリガナ 弁 明 者 氏 名	年 月 日生 (歳)
弁 明 者 住 所	
連絡先(昼間、連絡が 取れる電話番号等)	自宅電話番号 (— —) 携帯電話番号 (— —) 勤務先 (— — : 内線) その他 (— —)
弁 明 の 件 名	放置違反金の納付命令に関する件 (第 - - 号)
根 拠 と な る 法 令 の 条 項	道路交通法第51条の4第4項
弁明書の提出期限	年 月 日必着

当方に対する上記の放置違反金の納付命令について、下記のとおり弁明します。

記

弁明の機会の付与に 係る事案についての 弁 明	
弁 明 の 事 実 を 疎 明 す る 資 料 の 有 無	あり (別添のとおり) なし

注 弁明に際しての留意事項

弁明をするときは、車両の売買契約書の写し等の弁明の事実を疎明する資料があれば、併せて提出してください。

提出された弁明に関して、公安委員会は、あなた、車両の所有者その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることがあります。

なお、弁明する事実がないときは、弁明書を送付する必要はありません。

第

号

放置違反金納付命令関係事項照会書

年

月

日

殿

大 分 県 公 安 委 員 会 印

道路交通法第 5 1 条の 4 の規定の施行のため必要があるので、下記事項につき至急回答願

道路交通法第 5 1 条の 5 第 1 項
いたく、によって照会します。
道路交通法第 5 1 条の 5 第 2 項

記

照 会 事 項

【照会公安委員の所在地】〒

【担当者氏名】

(電話

)

放置違反金納付書再発行申請書

年 月 日

大分県公安委員会 殿

（申請者の氏名）

申 請 者	住 所	〒 ー	
		電 話 () ー (自宅・携帯)	
	(ふりがな)		
	氏 名		
	納付命令を受けた者の氏名	(ふりがな) 氏 名	
	弁明通知書又は放置違反金納付命令書番号(違反番号)	第	号
	納付命令に係る自動車の番号標の番号		
	再 発 行 を 申請する事由		

記載要領 1 「再発行を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
 2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

注 1 放置違反金納付書の再発行は、あくまでも亡失又は滅失した納付書と同一の納付書の再発行を行うものであり、納付期限を延長した新たな納付書の交付を行うものではありません。

また再発行の対象は、大分県公安委員会が行った放置違反金納付命令に係るものに限られますので、他の都道府県公安委員会が行った放置違反金納付命令に係る放置違反金の納付書については、当該都道府県公安委員会に対して再発行を申請して下さい。

2 申請に際しては、運転免許証等、申請者の本人確認ができる書面の提示が必要です。
 また、申請者が納付命令を受けた者以外(代理人)の場合は、委任状を添付して下さい。

3 郵送によって再発行申請を行う場合は、申請書以外に以下の書類等が必要です。

- ① 必要な切手を貼付した返信用封筒（申請者の住所・氏名を記載すること。）
- ② 納付命令を受けた者の現住所が確認できる書類等
- ③ 申請者の本人確認ができる書面若しくはその写し
- ④ 申請者が納付命令を受けた者以外（代理人）の場合は、委任状

なお、郵送による再発行については、

- ・ 再発行した納付書がその支払期限内に返送できない

と考えられる場合には、申請自体を受理しないこともあります。

第
年 月 号
日

(市区町村長) 殿

大分県警察本部交通部
交通指導課長

身 上 調 査 照 会 書

本 籍	
(ふりがな) 氏 名	
生年月日	年 月 日生

第 5 1 条 の 8 に 規 定 す る 登 録
上記の者は、道路交通法 第 5 1 条 の 1 3 の 規 定 に よ る 駐 車 監 視 員 資 格 者 証 の 交 付

に際し、同条の規定に基づき身上調査の必要がありますので、別記事項を調査し、該当欄
に記入の上、回答願いたく照会します。

なお、本籍、氏名等に多少の相違がありましても該当すると思われる場合には、上記に
準じて調査をお願いします。また、転籍している場合には該当する市区町村長に回送を、
在籍していない場合はその旨を記入の上、回答をお願いします。

所 在 地	〒 ー		
担当者の 課・係 氏 名	課 係	担当者	
電話番号	() ー 内線		

身 上 調 査 照 会 回 答 書

年 月 日

大分県警察本部交通部

交通指導課長 殿

(市区町村長) 印

次の者に係る 年 月 日付け身上調査照会について、下記のとおり回答します。

※ 本 籍						
(ふりがな) ※ 氏 名						
※ 生年月日	年 月 日生					
上記のうち 訂正すべき 事 項						
前 科	言 渡	確 定	裁 判 所	罪 名	刑 名 刑 期 金 額	恩赦、刑の 執行停止の 有 無
	年 月 日	年 月 日				
破 産 の 有 無						
備 考	(戸籍筆頭者氏名)					
※ 照会担当者名	係		市区町村取扱担当者			

注： ※印欄は、照会担当者において記入します。

前 科 照 会 書

第 年 月 日

地方検察庁 殿

大分県警察本部交通部

交 通 指 導 課 印

国籍の属する国における住所又は居所	
氏 名	
異 名	
生年月日	年 月 日生
外国人登録番号	年 月登録 (記号) 第 号

第 5 1 条 の 8 に 規 定 す る 登 録
 上記の者は、道路交通法
 第 5 1 条 の 1 3 の 規 定 に よ る 駐 車 監 視 員 資 格 者 証 の 交 付
 に 際 し、同条の規定に基づき前科（道路交通法関係法令違反を含む）を調査する必要がありますので、回答願いたく照会します。

【照会元の所在地】

【担当者氏名】

前 科 回 答 書

年 月 日

大分県警察本部

交通部交通指導課 殿

上記の者の前科につき、下記のとおり回答します。

記

☐ 別紙前科調書（ ）のとおり☐ 前科不見当

(取扱者)

※ □印のある欄については、該当の□印の中にレを付けること。

第

号

登録（更新）通知書

(主たる事業所の所在地)

(名 称)

(代 表 者 の 氏 名) 殿

第 1 項 に 規 定 す る 登 録
道路交通法第 5 1 条の 8 を行い、下記のとおり登録簿に
第 6 項 に規定する登録の更新
登載したので通知します。

登録（更新）年月日	年 月 日（有効期限 年 月 日）
登 録 番 号	第 号

注 登録の更新は、有効期限の 6 か月前から 2 か月前までの間に申請してください。

年 月 日

大 分 県 公 安 委 員 会 印

第

号

登録（更新）申請に関する通知書

(主たる事業所の所在地)

(名 称)

(代 表 者 の 氏 名) 殿

第 1 項 に 規 定 す る 登 録
年 月 日 付 け の 道 路 交 通 法 第 5 1 条 の 8
第 6 項 に 規 定 す る 登 録 の 更 新

の申請については、下記の理由により登録（更新）しないこととしたので通知します。

理 由

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に大分県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日から3月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません（なお、この場合においても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

年 月 日

大 分 県 公 安 委 員 会 印

照 会 先

適 合 命 令 書

(主たる事業所の所在地)

(名 称)

(代 表 者 の 氏 名) 殿

道路交通法第 5 1 条の 9 の規定により、下記の措置をとることを命ずる。

措 置	
-----	--

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に大分県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日から 3 月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に、大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から 6 月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起しなければなりません（なお、この場合においても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

年 月 日

大 分 県 公 安 委 員 会 印

照 会 先

第

号

登録取消処分通知書

(主たる事業所の所在地)

(名 称)

(代 表 者 の 氏 名)

殿

道路交通法第 5 1 条の 1 0 の規定により、登録（登録番号 第 号）を
取り消したので通知する。

理 由

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に大分県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日から 3 月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に、大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から 6 月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起しなければなりません（なお、この場合においても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

年 月 日

大 分 県 公 安 委 員 会 印

照 会 先

第 年 月 日 号

警察庁交通局交通指導課長
警 視 庁 交 通 部 長 殿
各 道 府 県 警 察 本 部 長

大分県警察本部長

道路交通法第 5 1 条の 1 0 の規定に基づく登録の取消しについて（通報）

下記法人に係る道路交通法第 5 1 条の 8 の規定による登録を同法第 5 1 条の 1 0 の規定により下記のとおり取り消したので通報する。

記

（ふりがな）

1 法人の名称

（ふりがな）

2 代表者氏名

3 主たる事務所の所在地

4 登録番号

5 取消年月日

6 取消理由

（担当 課 係 警電 ー ）

報 告 要 求 書

(主たる事業所の所在地)

(名 称)

(代 表 者 の 氏 名) 殿

道路交通法第 5 1 条の 1 1 の規定により、下記の内容について報告することを要求する。

内 容	
-----	--

年 月 日

大 分 県 公 安 委 員 会 印

照 会 先

駐車監視員資格者講習受講（認定考查受検）者名簿			
内 容			特記事項
受講（受検）者番号	本 籍		
	住 所	〒 — 都道府県	
受講（受検）年月日 年 月 日	ふりがな		
合否判定 合格・不合格	氏 名 生年月日	年 月 日生	
修了証明書番号等	連絡先	() — (自宅・携帯番号)	
受講（受検）者番号	本 籍		
	住 所	〒 — 都道府県	
受講（受検）年月日 年 月 日	ふりがな		
合否判定 合格・不合格	氏 名 生年月日	年 月 日生	
修了証明書番号等	連絡先	() — (自宅・携帯番号)	
受講（受検）者番号	本 籍		
	住 所	〒 — 都道府県	
受講（受検）年月日 年 月 日	ふりがな		
合否判定 合格・不合格	氏 名 生年月日	年 月 日生	
修了証明書番号等	連絡先	() — (自宅・携帯番号)	
受講（受検）者番号	本 籍		
	住 所	〒 — 都道府県	
受講（受検）年月日 年 月 日	ふりがな		
合否判定 合格・不合格	氏 名 生年月日	年 月 日生	
修了証明書番号等	連絡先	() — (自宅・携帯番号)	
受講（受検）者番号	本 籍		
	住 所	〒 — 都道府県	
受講（受検）年月日 年 月 日	ふりがな		
合否判定 合格・不合格	氏 名 生年月日	年 月 日生	
修了証明書番号等	連絡先	() — (自宅・携帯番号)	

備考 特記事項には修了証明書（認定書）の再交付歴等を記載すること。

認定申請に関する通知書

住 所

氏 名

殿

年 月 日付けの道路交通法第 5 1 条の 1 3 第 1 項第 1 号ロに規定する認定申請については、下記の理由により拒否することとしたので通知します。

理 由

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に大分県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日から 3 月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に、大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から 6 月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起しなければなりません（なお、この場合においても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

大 分 県 公 安 委 員 会 印

照 会 先

駐車監視員資格者証交付者名簿

交 付 内 容			特記事項
資格者証番号	本 籍		
	住 所	〒 — 都道府県	
交付年月日 年 月 日	ふりがな 氏 名 生年月日	年 月 日生	
修了証明書番号等	連絡先	() — (自宅・携帯番号)	
資格者証番号	本 籍		
住 所	〒 — 都道府県		
交付年月日 年 月 日	ふりがな 氏 名 生年月日	年 月 日生	
修了証明書番号等	連絡先	() — (自宅・携帯番号)	
資格者証番号	本 籍		
住 所	〒 — 都道府県		
交付年月日 年 月 日	ふりがな 氏 名 生年月日	年 月 日生	
修了証明書番号等	連絡先	() — (自宅・携帯番号)	
資格者証番号	本 籍		
住 所	〒 — 都道府県		
交付年月日 年 月 日	ふりがな 氏 名 生年月日	年 月 日生	
修了証明書番号等	連絡先	() — (自宅・携帯番号)	
資格者証番号	本 籍		
住 所	〒 — 都道府県		
交付年月日 年 月 日	ふりがな 氏 名 生年月日	年 月 日生	
修了証明書番号等	連絡先	() — (自宅・携帯番号)	
資格者証番号	本 籍		
住 所	〒 — 都道府県		
交付年月日 年 月 日	ふりがな 氏 名 生年月日	年 月 日生	
修了証明書番号等	連絡先	() — (自宅・携帯番号)	

備考　特記事項には再交付歴、返納命令歴等を記載すること。

駐車監視員資格者証交付申請に関する通知書

住 所

氏 名

殿

年 月 日付けの道路交通法第 5 1 条の 1 3 に規定する駐車監視員資格者証の交付申請については、下記の理由により拒否することとしたので通知します。

理 由

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に大分県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日から 3 月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に、大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から 6 月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起しなければなりません（なお、この場合においても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

年 月 日

大 分 県 公 安 委 員 会 印

照 会 先

第 年 月 日 号

警察庁交通局交通指導課長
警 視 庁 交 通 部 長 殿
各 道 府 県 警 察 本 部 長

大分県警察本部長

道路交通法第 5 1 条の 1 3 第 2 項の規定に基づく返納命令について（通報）

下記の者に係る駐車監視員資格者証については、道路交通法第 5 1 条の 1 3 第 2 項の規定によりその返納を命じたので通報する。

記

（ふりがな）

1 氏 名

2 生年月日

3 住 所

4 資格者証番号

5 命令年月日

6 理 由

（担当 課 係 警電 ー ）

